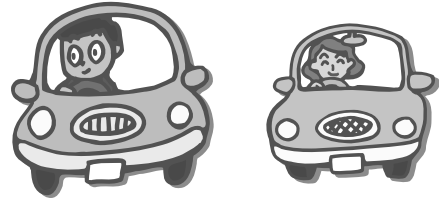


5月は軽自動車税の納付月です



問い合わせ先……員弁庁舎 市民税課 ☎74-5830 FAX74-5800

軽自動車税は4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

4月2日以降に廃車手続きをされても、その年度の軽自動車税は課税されますのでご注意ください。

なお、納税通知書は5月中旬に郵送します。 **納期限は5月末日です。**

○ 税額および登録等の申請場所

車 種		税 額	申請場所		
原動機付自転車	原付第一種 (50cc以下)	1,000円	各庁舎総合窓口課 または市民税課		
	原付第二種 (50cc超90cc以下)	1,200円	〃		
	原付第二種 (90cc超125cc以下)	1,600円	〃		
	ミニカー (50cc以下)	2,500円	〃		
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	〃		
	その他	4,700円	〃		
軽自動車	二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400円	三重県軽自動車協会		
	三輪車 (660cc以下)	3,100円	軽自動車検査協会三重事務所		
	四輪車 (660cc以下)	乗 用 車	自家用	7,200円	〃
			営 業	5,500円	〃
		貨 物 車	自家用	4,000円	〃
営 業			3,000円	〃	
二輪の小型自動車 (250cc超)		4,000円	三重運輸支局		

○ 登録・廃車・変更の手続きは

《市役所で手続きができる物件》

原動機付自転車 (125cc以下) および小型特殊自動車

○印のものをお持ちいただき、各庁舎総合窓口課または市民税課で手続きしてください。

	登録される方の 印鑑	販売証明書 (押印要)	譲渡証明書 (押印要)	標識交付 証明書	廃車届出済 証明書	ナンバー プレート
販売店から購入 した車両を登録 する場合	○	○				
他人から譲り受 けた車両を登録 する場合 (廃車手続きが完 了している物件)	○		○		○	
他人から譲り受 けた車両を登録 する場合 (廃車手続きがさ れてない物件)	○		○	○		
登録された車 両を廃車する 場合	○			○		○

※ 他市町村で登録された車両も各庁舎総合窓口課または市民税課で廃車することができます。その場合他市町村のナンバープレートが必要です。

《市役所で手続きができない物件》

軽自動車、二輪の小型自動車

詳しくは下記の各取扱窓口へお問い合わせください。

車 種	取 扱 窓 口
軽二輪 (125cc超250cc以下)	三重県軽自動車協会 (☎059-234-8611)
軽 四 輪	軽自動車検査協会三重事務所 (☎059-234-8431)
二輪の小型自動車 (250cc超)	三重運輸支局 (☎059-234-8416)

○ 軽自動車税の減免手続きについて

心身に障害のある方が所有する軽自動車等について課税を減免する制度があります。(1人1台に限ります。また、すでに自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けることができません。)

減免を受けられる方は、納期限の7日前までに各庁舎総合窓口課または市民税課へ申請してください。

なお、障害の等級等によっては減免の対象にならない場合がありますので、詳しくは市民税課へお問い合わせください。

軽自動車税についてよくある質問にお答えします。

- | | |
|--|---|
| <p>Q1. 原動機付自転車を廃車したいのですが、ナンバープレートを紛失してしまいました。ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますか？</p> <p>A1. ナンバープレートがなくても廃車手続きはできます。各庁舎総合窓口課または市民税課窓口にある軽自動車等てん末書に紛失の事由等を記入して、廃車申請をしてください。</p> <p>Q2. 原動機付自転車が盗難にあいました。廃車するにはどのような手続きが必要ですか？</p> <p>A2. 警察に盗難の届け出をしてください。そして盗難被害届の写しを持参するか受理番号と受理年月日をひかえて、各庁舎総合窓口課または市民税課で廃車の手続きをしてください。手続きをされませんといつまでも軽自動車税が課税されることとなります。なお、盗難にあったバイクが発見されて、再び使用される場合は必ず市民税課にその旨届けてください。</p> | <p>Q3. 年度の途中で軽自動車を廃車しました。自動車税は月割りで税金が戻ってきますが、軽自動車の場合税金は戻ってくるのでしょうか。</p> <p>A3. 軽自動車税は、4月1日現在で登録されている車両に課税されます。軽自動車税には月割り制度はありませんので4月2日以降に廃車された場合でも、その年の税金は納付していただくこととなります。逆に年度の途中で車両を取得した場合、その年度において月割りで課税されることはなく、翌年度からの課税となります。</p> <p>Q4. 車検用の納税証明書をなくしてしまいました。今月車検なんですが。</p> <p>A4. 車検を受けるには、軽自動車税納税証明書が必要です。しかし紛失された場合は各庁舎総合窓口課または市民税課で申請いただければ、その場で証明書を再交付いたします。(手数料は必要ありません)</p> |
|--|---|